

温泉付隨可燃性天然ガス 利用の促進

■ 鉱業法の一部を改正する等の法律の概要	1
■ 鉱業権設定登録までのフロー＜特定鉱物＞	2
■ 鉱山保安法の体系	3
■ 関係法令	4

「鉱業法の一部を改正する等の法律(平成24年1月21日施行)」の概要

背景

- 資源価格の高騰・乱高下、資源獲得競争の激化の中で、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進める必要。
- その際、その制度基盤となる鉱業法は、**制定(昭和25年)以来、本格的な改正がなく、以下との問題が発生。**
 - ① **鉱業権設定の出願者に対し、技術的能力などを求める規定がなく、開発主体の適切性を担保できない。**
→ 能力に欠ける者など、資源政策上、適切でない主体の鉱区設定や出願が存在。
 - ② **先願主義(先に申請した者が優先して鉱区取得)**
→ 当面の開発意欲のない者などによる実態に乏しい申請を誘引。
 - ③ **資源探査の規制が存在しない。**
→ 無秩序な資源探査活動が行われる(特に海域においては、外国船による事例が存在)。



(参考)資源開発を行うリグ

【鉱業法の概要】

- 鉱物資源の合理的な開発により、公共の福祉に寄与することを目的として、国による鉱業権(試掘権・採掘権)の賦与など、鉱業に関する基本的制度を規定。

法律の概要

- 国が国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を進める制度体系を構築。

措置事項の概要

1. 出願者に対する技術的能力等の要件の導入

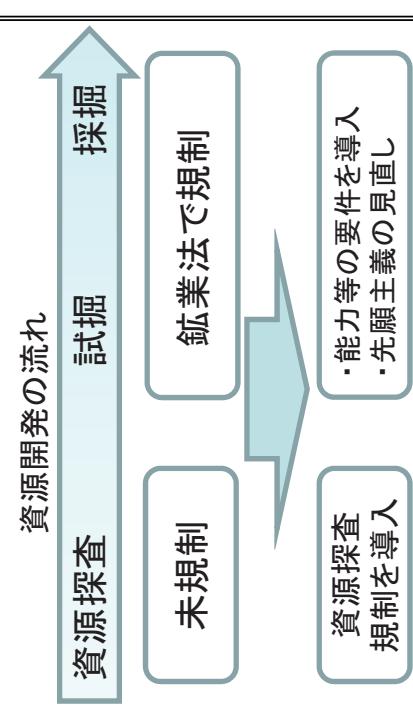
- ・ 鉱業権の許可対象を資源政策の観点から適切な主体に限定する。

2. 先願主義の見直し

- ・ 石油・天然ガス・海底金属鉱物資源等の重要な重要鉱物については先願によらず、国が、資源の維持・管理を行いつつ、鉱区設定を行い、最も適切な開発主体を審査・選定し、鉱業権を付与する制度を創設する。

3. 資源探査に対する許可制度の創設

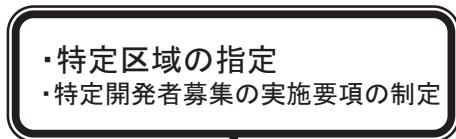
- ・ 探査主体については、基本的に上記1.と同様に適切な主体・場合に限定する。
 - ・ 陸域・海域ともに規制する。
 - ※特に、海域(排他的経済水域等)は、国連海洋法条約により、天然資源の探査等に「主権的権利」が認められる。



鉱業権設定登録までのフロー

(特定鉱物)

(法第38条)



特定開発者の募集

(法第39条)

申請

(法第40条)

特定開発者の選定

※特定鉱物の開発を最も適切に行うことができると認められる者の次に適切に開発を行うことができると認められる者

特定鉱物の開発を最も適切に行うことができると認められる者が失効した場合、次に適切に開発を行うことができると認められる者を特定開発者として選定

※特定鉱物の開発を最も適切に行うことができると認められる者

道知事等協議

回答

不同意

設備設計書提出命令
(修正又は補充命令)

提出なし

却下

同意又は
条件付き同意

提出あり

不備あり

内容審査

再協議

不同意

法第138条に基づく立会
<必要な応じ実施>

立会調査

却下

立会あり

処理継続

鉱業権の設定の
許可

同意又は
条件付き同意

回答

失効

登録免許税

納付

鉱業権設定登録

:出願人が行う行為・手続き等

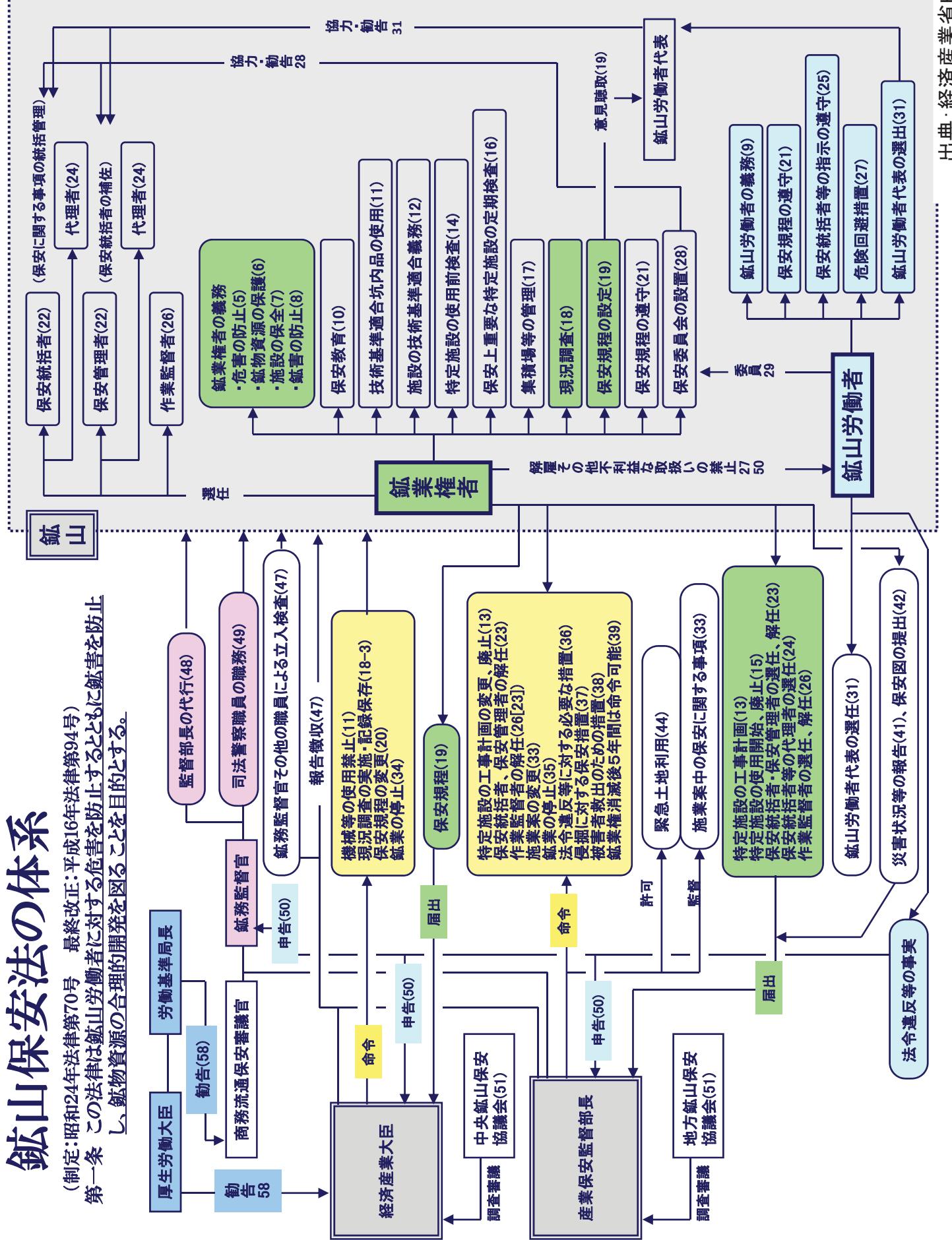
:局が行う行政行為・手続き等

:局が行う行政処分等

鉢山保安法の体系

(制字:昭和24年法律第70号) 最終改正:平成16年法律第91号)

第一条 この法律は鉱山労働者に対する危害を防止する目的とする。



【関係法令】

○鉱業法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。

（国の権能）

第二条 国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。

（適用鉱物）

第三条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そろ鉛鉱、すず鉱、アンチモニ一鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タンクスチレン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニツケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明礬石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイド、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。

2 前項の鉱物の廃鉱又は鉱さいであつて、土地と附合しているものは、鉱物とみなす。

（鉱業権）

第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（以下「鉱区」という。）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

（特定鉱物）

第六条の二 この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

（鉱物の掘採及び取得）

第七条 まだ掘採されない鉱物は、鉱業権によるのでなければ、掘採してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 可燃性天然ガスを営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。
- 二 鉱業権の目的となつていない石灰石、ドロマイド又は耐火粘土を営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。

（特定区域の指定）

第三十八条 経済産業大臣は、特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該特定鉱物の開発により公共の利益の増進を図るために、当該区域における当該特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる者（以下「特定開発者」という。）を選定し、その特定開発者に当該特定鉱物の試掘又は採掘を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる。

2 （略）

3 経済産業大臣は、第一項の特定区域を指定したときは、特定区域ごとに、特定開発者の募集に係る実施要項（以下単に「実施要項」という。）を定めなければならない。

4 実施要項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定区域の所在地

- 二 特定区域の面積
- 三 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称
- 四 特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間
- 五 特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間
- 六 特定開発者を選定するための評価の基準
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定開発者の募集に必要な事項

5～8 (略)

(設定の申請)

第三十九条 前条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）において特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従つて、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に、事業計画書及び区域図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

3～4 (略)

(特定開発者の選定等)

第四十条 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その申請に係る鉱業権の設定の申請（以下「鉱業申請」という。）をした者（以下「鉱業申請人」という。）が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、鉱業申請人の申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三十八条第四項第六号に規定する評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての鉱業申請人の事業計画書について評価を行うものとする。

3 経済産業大臣は、前項の評価に従い、特定鉱物の開発を最も適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をするものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により鉱業権の設定の許可をしようとするときは、関係都道府県知事（国の所有する土地については、当該行政機関）に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第三項の許可を受けた者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の登録をしたときは、当該許可を受けた者以外の者がした鉱業申請については、同項の許可を与えないこととし、その者に対し、その旨の通知をするものとする。

6～8 (略)

(特定開発者である試掘権者による採掘権の設定の申請)

第四十一条 前条第三項又は第七項の規定により特定開発者として選定され、試掘権の設定を受けた試掘権者は、その試掘鉱区における特定鉱物の試掘の状況を踏まえ、当該試掘鉱区に重複してその特定鉱物を目的とする採掘権の設定を受けようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2～4 (略)

○鉱山保安法（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。

2 この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。

3～4 （略）

第三条 この法律において「保安」とは、鉱業に関する次に掲げる事項をいう。

- 一 鉱山における人に対する危害の防止
 - 二 鉱物資源の保護
 - 三 鉱山の施設の保全
 - 四 鉱害の防止
- 2 前項第一号の鉱山における人に対する危害の防止には、衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。

（鉱業権者の義務）

第五条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災
 - 二 ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理
 - 三 機械、器具（衛生用保護具を除く。以下同じ。）及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気の取扱い
- 2 前項に定めるもののほか、鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、衛生に関する通気の確保及び災害時における救護のため必要な措置を講じなければならない。

第六条 鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災から鉱物資源を保護するため必要な措置を講じなければならない。

第七条 鉱業権者は、鉱山における坑内及び坑外の事業場の区分に応じ、経済産業省令の定めるところにより、機械、器具及び建設物、工作物その他の施設の保全のため必要な措置を講じなければならない。

第八条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理
- 二 土地の掘削

（保安教育）

第十条 鉱業権者は、鉱山労働者にその作業を行うに必要な保安に関する教育を施さなければならぬ。

2 鉱業権者は、特に危険な作業であつて経済産業省令で定めるものに鉱山労働者を従事させるときは、経済産業省令の定めるところにより、当該作業に関する保安のための教育を施さなければならない。

（保安規程）

第十九条 鉱業権者は、鉱山における保安を確保するため、鉱山の現況に応じて講ずべき保安

上必要な措置について、経済産業省令の定めるところにより、保安規程を定め、遅滞なく、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

2～4 (略)

(保安統括者等)

第二十二条 鉱業権者は、鉱山において、保安に関する事項を統括管理させるため、保安統括者を選任しなければならない。

2 保安統括者は、当該鉱山において鉱業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならぬ。

3 鉱業権者は、鉱山において、保安統括者を補佐して、保安に関する事項を管理させるため、当該鉱山に常駐し、かつ、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、保安管理者を選任しなければならない。ただし、保安統括者が当該鉱山に常駐し、かつ、本文の要件を備える場合は、この限りでない。

4 鉱業権者は、保安統括者又は保安管理者を選任したときは、経済産業省令の定めるところにより、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。

(作業監督者)

第二十六条 鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者（以下「作業監督者」という。）を選任しなければならない。

2 第二十二条第四項及び第二十三条の規定は、前項の規定により選任された作業監督者に準用する。

国立公園内における 地熱開発の取扱い

■ 自然公園とは	1
■ 北海道の自然公園	1
■ 自然公園内における保護の区分と行為の規制	2
■ 自然公園内における地熱開発	2
■ 国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて	3
■ 関係法令	7
■ 地熱発電開発に係る主な関係法令	10

■自然公園とは

すぐれた自然の風景地を永久に保護し、その中でだれでも自由に風景を楽しみ、休養し、レクリエーションを行い、また動植物や地質などの自然を学べるように自然公園法に基づいて指定、管理されるもので、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

○国立公園

わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定し、国が管理する。

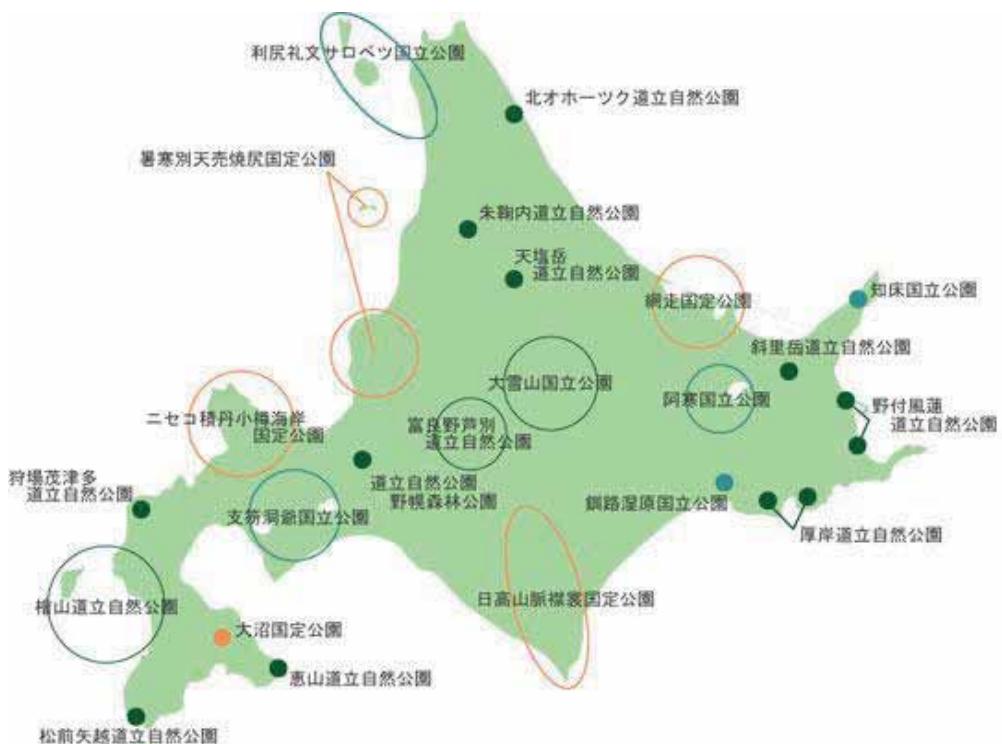
○国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定し、都道府県が管理を行う。

○都道府県立自然公園

国立・国定公園に次ぐ自然の風景地で、都道府県を代表するもの。都道府県が指定し、自ら管理を行う。

■北海道の自然公園



種別	公園数	備考	
		うち道内	
国立公園	31	6	利尻礼文サロベツ、知床、阿寒、釧路湿原、大雪山、支笏洞爺
国定公園	56	5	網走、大沼、ニセコ積丹小樽海岸、日高山脈襟裳、暑寒別天壳焼尻
都道府県立自然公園	314	12	厚岸、富良野芦別、恵山、野付風蓮、松前矢越など
合計	401	23	(H26. 3. 31現在)

■自然公園内における保護の区分と行為の規制

区分		用語の意味	規制の概要等
特別地域	特別保護地区	特に優れた景観を保護する地区で、最も厳しく行為を規制（国立・国定公園のみ）	許可制 学術研究のための行為等極めて限定された範囲の行為のみの許可
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、優れた自然の風致景観を極力保護する地域	許可制 特別保護地区に準じた扱い
	第2種特別地域	農林漁業活動と調整しながら優れた自然の風致景観を保護する地域	許可制 通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など、住民の日常生活に必要な施設は原則として許可
	第3種特別地域	通常の農林漁業活動を容認しながら優れた自然の風致景観を保護する地域	許可制 林業は皆伐を認めている。 工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様
海域公園地区		優れた海中・海上景観を保護する地区（道内はニセコ積丹小樽海岸国定公園のみ）	許可制 特別保護地区と同じ
普通地域		特別地域以外の自然の風景を保護する地域（緩衝地域）	事前届出制

■自然公園内における地熱開発

従来	・地熱発電の実施場所を全国6箇所に限定（大沼、松川、鬼首、八丁原、大岳、葛根田） (昭和47年覚書、昭和49年通知)	
	・普通地域内での開発は、風景の保護上の支障の有無について個別に検討し判断する。 (平成6年通知)	
H24.3環境省通知後	特別保護区 第1種特別地域	・地熱開発及びこれらの区域外からの傾斜掘削も認めない。 ・地熱資源調査については、個別に判断して認めることができる。
	第2種特別地域 第3種特別地域	・原則として地熱開発は認めない。 ・ただし、傾斜掘削については、自然環境の保全や公園利用上の支障がなく、地表への影響のないものに限り、個別に判断して認める。 ・垂直掘削については、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られる優良事例の形成について検証を行い、優良事例と判断される場合には、掘削や工作物の設置の可能性について個別に検討し、その実施を認めることができる。
	普通地域	・風景の保護上の支障がない場合に限り、個別に判断して地熱開発を認めることができる。
	既存地熱発電所6か所	・新たな敷地造成を行わない限り、従前同様の取り扱いとする。

（環境省、沖縄県、北海道HP、国立国会図書館「地熱発電の現状と課題(2015.1.6)」を基に作成）

国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて

平成 24 年 3 月 27 日 環自国発第 120327001 号
各地方環境事務所長、各都道府県知事宛 環境省自然環境局長通知

行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会において、再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しを含めた規制・制度改革に係る対処方針が平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定され、自然公園における地熱発電に関しては「地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。」こととされた。また、平成 23 年 11 月 1 日には第 4 回エネルギー・環境会議の「エネルギー・環境会議アクションプラン」において、「傾斜掘削による自然公園の地下開発であれば許可可能である旨通知するとともに、自然公園の区分や開発段階（地表探査、掘削調査、発電設備設置等）ごとに、許可が可能となる要件や方法を検討し、明確化すること、具体的な案件を対象に関係者の合意形成・連携促進のための優良事例の形成を図る。」ことが示された。

環境省では、これらの閣議決定等を受けて、最新の地熱発電事業の技術を整理し、地熱発電事業に伴う自然環境への影響や自然公園の風致景観上の支障について検証を行うとともに、その軽減策の検討を行い、過去の通知見直しに向けた基本的考え方の整理を行うことを目的として、平成 23 年 6 月から平成 24 年 2 月まで関係分野の専門家から構成される「地熱発電事業に係る自然環境影響検討会」を 5 回にわたり開催した。また、平成 24 年 2 月には自然保护団体等からの国立・国定公園内における地熱開発についての意見を伺った。

この検討会の報告等を踏まえ、国立・国定公園内における地熱開発の取扱いを下記のとおり定めたので通知する。

なお、本通知の発出により、「自然公園地域内において工業技術院が行う「全国地熱基礎調査」等について」（昭和 49 年 9 月 17 日付け環自企第 469 号環境庁自然保护局企画調整課長通知）及び「国立・国定公園内における地熱発電について」（平成 6 年 2 月 3 日付け環自計第 24 号・環自国第 81 号環境庁自然保护局計画課長・国立公園課長通知）については廃止する。

記

1. 自然環境保全等のための基本的な考え方

- (1) 地熱開発は特別地域等の国立・国定公園の自然環境保全上重要な地域及び公園利用者への影響が大きな地域では原則として認めない。特に当該公園の景観を維持するために特に必要があるときに指定される自然公園の核心部ともいべき特別保護地区、及び特別保護地区に準ずる自然景観を有し特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域である第1種特別地域においては、その指定の趣旨を踏まえて厳に認めないこととする。
- (2) 国立・国定公園における地熱開発の実施については、地域の持続的な発展にとつても大きな関わりのある行為と考えられることから、温泉関係者や自然保护団体をはじめとする地域の関係者による合意形成が図られ、かつ当該合意に基づく地熱開発計画が策定されることを前提とする。
- (3) 地熱開発の行為が小規模で風致景観等への影響が小さなものや既存の温泉水を用いるバイナリー発電などで、主として当該地域のエネルギーの地産地消のために計画されるもの、当該地域の国立・国定公園の利用の促進や公園事業の執行に資するものなどについては、第2種特別地域及び第3種特別地域並びに普通地域において自然環境の保全や公園利用に支障がないものは認めることとし、その促進のために地域への情報提供を行うなどの取組を積極的に進めることとする。

2. 国立・国定公園内の各地種区分における地熱開発の段階ごとの取扱いについて

(1) 特別保護地区及び第1種特別地域

ア. 当該公園の景観を維持するために特に必要があるときに指定される自然公園の核心部ともいるべき特別保護地区、及び特別保護地区に準ずる自然景観を有し特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域である第1種特別地域においては、地熱開発を認めない。

また、これらの区域外からの傾斜掘削も認めない。

イ. ただし、重力探査、電磁探査等の地熱資源の状況を把握するために広域で実施することが必要な調査であって、自然環境の保全や公園利用への支障がなく、かつ地表部に影響がなく原状復旧が可能なものについては、当該調査に係る地熱開発計画を踏ました上で当該調査の必要性・妥当性等が認められる場合に限り、個別に判断して認めることができるものとする。

なお、地表調査について認めることとした場合においても、具体的な調査ポイントごとに、希少な野生動植物の存在の有無や湿地等特に保全すべき箇所の有無等を確認し、必要に応じて調査ポイントの位置を変更させるなど、適切な指導を行う。

(2) 第2種特別地域及び第3種特別地域

ア. 第2種特別地域及び第3種特別地域については、地熱発電所の建設には本館、冷却塔、蒸気生産基地、配管、送電鉄塔、道路等の各種工作物が必要であり、大規模な造成を伴うとともに、施設群としての存在によって風致景観や生物多様性に与える影響が大きいこと等から、上記1(3)に該当する場合をのぞき、原則として地熱開発を認めない。

イ. ただし、公園区域外又は普通地域からの傾斜掘削については、自然環境の保全や公園利用上の支障がなく、特別地域の地表への影響のないものに限り、個別に判断して認めることができるものとする。

ウ. また、現下の情勢にかんがみ、特に、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られる優良事例の形成について検証を行うこととし、以下に掲げるような特段の取組が行われる事例を選択した上で、その取組の実施状況等についての継続的な確認を行い、真に優良事例としてふさわしいものであると判断される場合は、掘削や工作物の設置の可能性についても個別に検討した上で、その実施について認めることができるものとする。

- ・地域協議会など、地熱開発事業者と、地方自治体、地域住民、自然保護団体、温泉事業者等の関係者との地域における合意形成の場の構築
- ・公平公正な地域協議会の構成や、その適切な運営等を通じた地域合意の形成
- ・発電所の建屋の高さの低減、蒸気生産基地の集約化、配管の適切な取り回しなど、当該地域における自然環境、風致景観及び公園利用への影響を最小限にとどめるための技術や手法の投入、そのための造園や植生等の専門家の活用
- ・地熱開発の実施に際しての、地熱関連施設の設置に伴う環境への影響を緩和するための周辺の荒廃地の緑化や廃屋の撤去等の取組、温泉事業者や農業者への熱水供給など、地域への貢献
- ・長期にわたる自然環境や温泉その他についてのモニタリングと、地域に対する情報の開示・共有

エ. 上記のウ.における優良事例としてふさわしいものであるかどうかの判断については、地熱資源が地下資源であり調査の進展に伴って情報量や確実性が高まっていくとの特性があることから、事前準備、地表調査、掘削調査、噴気試験等、地熱開発に係る段階ごとに、ウ.に例示された特段の取組の実施状況等について確認するとともに、次の段階における取組等について事業者から聴取する等して、次の段階に進むことの可否について判断するものとする。

また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく配慮書が作成される段階においては、位置・規模等について複数案を設定し環境影響を比較検討することができるよう配慮書が提出されるよう指導するものとする。

(3) 普通地域

普通地域については、風景の保護上の支障等がない場合に限り、個別に判断して認めることができるものとする。

3. 既存の地熱発電所の取扱い

本通知発出時点で既に国立・国定公園の特別地域内で操業している6箇所の地熱発電所（大沼（後生掛）、松川、鬼首、八丁原、大岳及び滝の上（葛根田））については、新たな敷地造成を伴わない限りにおいて、上記の2の（1）及び（2）にかかわらず、従前同様の取扱いとする。

【関係法令】

○自然公園法（抄）

（指定）

第五条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

3～4 （略）

（公園計画の決定）

第七条 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。

3 （略）

（特別地域）

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 （略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二～十八 （略）

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5～9 （略）

（特別保護地区）

第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 （略）

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為

二～十一 (略)

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5～8 (略)

(指定)

第七十二条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。

○自然公園法施行規則（抄）

(特別地域の区分)

第九条の二 国立公園又は国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たつては、特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域（特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）
- 二 第二種特別地域（第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。）
- 三 第三種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれがない地域をいう。）

(特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準)

第十一条 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。第二十条第六号イ(4)において同じ。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の環境省令で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- 一 設置期間が三年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除去ができるものであること。
- 二 次に掲げる地域（以下「特別保護地区等」という。）内において行われるものでないこと。
 - イ 特別保護地区、第一種特別地域又は海域公園地区
 - ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百

十四号) 第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの

- (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

2～36 (略)

地熱発電開発に係る主要な関係法令

広域調査段階
概查段階

発電所建設段階

発電所運転開始後段階

温 泉 法

目的：温泉の保護と適正利用

許可（知事）

- ・温泉法の規定のほか、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」に基づき、北海道環境審議会温泉部会における審議結果を踏まえ判断（掘削の都度許可が必要）

自然公園法

目的：自然風景地の保護及びその利用促進

○国立公園（環境大臣）

- ・許可～特別地域（特別保護地区含む）
- ・届出～普通地域

○国定公園（知事）

- ・許可～特別地域（特別保護地区含む）
- ・届出～普通地域

地 素 稲 曹 電 を 行 お う じ す る 事 業 者

- ・自然公園法の規定のほか、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（H24.3.27環境省自然環境局長）」に基づき、地域関係者による合意形成が図られ、かつ、当該合意に基づく地熱開発計画が策定されることが前提

森 林 法（保安林・林地開発制度）

目的：森林の有する公益的機能の確保と維持増進

保安林内の立木伐採・作業行為

許可・届出（知事）

- ・事業者が保安林内で調査のため試掘等を行おうとした場合、あらかじめ土地所有者（国有林は所管する森林管理署）の同意を得た上で知事の許可が必要。

保安林の解除

権限（農林水産大臣）

- ・保安林の転用は原則抑制すべきものとして、解除は制限されており、解除理由は①状況変化のより存続する必要がなくなったとき、②他の公益目的に供す必要が生じた場合の二つのみ。

林地開発制度

許可（知事・権限移譲市町）

- ・地域森林計画の対象の民有林（保安林等を除く）において1haを超える開発行為をする場合は知事の許可が必要。

環境影響評価法

目的：地熱開発及び供用時の環境への影響を評価

審査（経済産業大臣）

アセス手続

- ・事業者は「配慮書」（事業計画の検討の段階からの環境配慮）を作成する。

- ・事業者は「環境影響評価方法書」（アセス調査の手法等）を作成する。

- ・事業者は調査・予測・評価（環境保全措置の検討内容を含む）を作成した「環境影響評価準備書」を作成する。

- ・事業者は、「報告書」（工事着手後の環境の状態をモニタリングした結果等）を作成する。

- ・事業者は配慮書・方法書・準備書等を公聴会し、また、関係自治体に送付し、さらには一般住民からの意見を募る等の義務がある。

- ・事業者は住民及び知事（市町村長意見を勘案）から提出された意見の見解を評価書に示し、主務大臣に送付。

電気事業法

<国>

電気事業法

目的：電気工作物の工事、維持及び運用を規制

許可（経済産業大臣）

- ・経済産業大臣が環境影響評価（アセス）の結果を踏まえ許可

* 地熱発電開発業界にあたり、条件によつては、ここにある法令以外にも関係する法令があります。

補助金適正化法における 財産処分の届け出先の変更

- 関係法令…………… 1
- 補助事業等により取得し、又は効用の増加した
財産の処分等の承認基準(農林水産省関係)… 2

【 関係法令 】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）

（財産の処分の制限）

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

（処分を制限する財産）

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認め定めるもの

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 (略)

○ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準
について

平成20年5月23日20経第385号

農林水産省大臣官房經理課長から
大臣官房総務課長、大臣官房企画
評価課長、大臣官房環境バイオマ
ス政策課長、大臣官房国際部長、
大臣官房統計部長、各局（庁）長、
各地方農政局長、北海道農政事務
所長、内閣府沖縄総合事務局長、
北海道知事あて

最終改正 平成26年6月25日 26経第370号

「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」（平成20年4月17日付け20経第112号大臣官房長通知）の趣旨に従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく農林水産大臣の承認に関し、手続等のより一層の弾力化及び明確化を図るため、別紙のとおり承認基準を定めたので通知する。

なお、下記の通知は、廃止する。

おって、貴管下関係機関、関係団体及び管内都府県に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

また、市町村に対しても、この旨周知が図られるよう配慮願いたい。

記

- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」
(平成元年3月31日付け元経第594号大臣官房經理課長通知)
- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いの特例について」(平成16年9月7日付け16経第702号大臣官房經理課長通知)
- 「天災等による補助施設の取扱いについて」(平成18年5月29日付け18経第332号大臣官房經理課長通知)

別紙

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準

(趣旨)

第1条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第22条に基づく農林水産大臣の承認の基準については、この通知に定めるところによる。

(定義)

第2条 この通知において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助対象財産 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条各号に定めるものをいう。
 - 二 処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。
 - 三 財産処分 補助対象財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。
 - 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
 - 五 長期利用財産 補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。
- 2 補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が補助目的の一部として想定されておらず、補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、補助金等の交付の目的に反しない利用となることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。

(財産処分に係る承認申請等)

第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、農林水産大臣（法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区画の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

第4条 補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第2号)を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があつたものとみなす(別表2参照)。

2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書(別紙様式第3号)により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合

二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

3 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を財産処分しようとするときには、補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表2に掲げる手続きによるものとする。

(地方公共団体以外の者が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

第5条 補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、次の各号によることができる(別表3参照)。

一 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合

補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第4号)を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があつたものとみなす。

(ア) 自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合

(イ) 本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合

(ウ) 農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合

(エ) 国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合

二 一以外の場合にあっては、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書(別紙様式第5号)により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

2 農林水産大臣は、前項第2号の承認をするときは、当該財産処分が地域活性化等を図るために行われるものであるかどうか、当該補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認し、別表3の処

分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

3 補助対象財産の所有者が、第1項各号による財産処分の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、補助事業者等は、新たな承認を得なければならない。

(利用困難財産に係る承認申請等)

第6条 補助対象財産の所有者が、地域活性化等を図るため、次項に掲げる利用困難財産について財産処分（別表4に掲げる財産処分に限る。）しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、利用困難財産処分承認申請書（別紙様式第6号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を求めることができる。ただし、当該財産処分があわせて第4条又は第5条の要件に該当する場合には、第4条又は第5条の手続きによるものとする。

2 前項の利用困難財産とは、別表5に掲げる補助事業等により取得し、又は効用の増加した補助対象財産のうち、社会経済情勢の変化等に伴い、当初の補助目的に従った利用が困難となっている建物等（建物と一体的に整備された建物附属施設、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置並びに建物及び建物附属施設に係る用地を含む。以下同じ。）であって、当該建物等を取得し、又は効用の増加した時から、処分制限期間のそれぞれ5分の1に相当する期間（当該5分の1に相当する期間に、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨て、5年に満たない場合は5年とする。）を経過しているものをいう。

ただし、当該期間の経過前であっても、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、前項の規定の適用を受けることができる。

一 補助事業等の開始時には想定し得なかった農林水産物の生産又は需要等の急激な減退により、その利用が著しく減少し、かつ回復の見込みがない程度まで遊休化しているもの

二 農林水産業団体等の統合若しくは合理化又は農業経営の法人化の推進を図るために、早急な財産処分が必要不可欠となっているもの

3 農林水産大臣は、第1項の承認をするときは、当初の補助目的に従った利用が困難となっていること及び前項の要件に該当することについて、利用困難財産処分承認申請書の記載内容により確認し、別表4の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(災害被害財産等に係る承認申請等)

第7条 補助事業者等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなときは、災害報

告書（別紙様式第7号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、農林水産大臣に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、第3条から第6条までのいずれかに従った手続きを指示することができる。

（その他）

第8条 農林水産大臣は、第3条から第7条までの規定により補助事業者等から受けた申請又は報告について、承認に必要な記載内容の確認が困難な場合は、追加資料の提出を求めることができる。

- 2 農林水産大臣は、補助対象財産の譲渡相手方が、農林水産省の補助事業等により同種の補助事業等を申請している場合には、補助事業等の採択について適切に対応しなければならない。
- 3 補助対象財産の所有者が、第4条から第6条までの規定に基づき承認を受けた財産処分と同種の財産の取得を農林水産省の補助事業等により計画した場合にあっては、農林水産大臣は、同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業等の採択について慎重に検討しなければならない。
- 4 第4条第1項及び第5条第1項第1号の規定により報告書の受理をもって農林水産大臣の承認とみなすことができる財産処分の範囲については、それぞれの補助事業等の特性に応じ、補助金交付要綱等において定めることができる。
- 5 農林水産大臣は、必要に応じ、第4条から第6条までの規定に基づき承認を行った補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることができる。
- 6 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。
- 7 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第57条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。
- 8 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第45条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。

附 則（平成23年8月31日付け23経第815号）

この通知は、平成23年9月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

処分区	承認条件	国庫納付額	備考
目的外 使用	補助事業を中止しない場合	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること(注1))	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。なお、許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益(収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	補助事業を中止する場合	国庫納付 道路拡張等により壊す場合	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	上記以外の場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
譲渡	有償	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること(注2))	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	無償	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること(注2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること	
	下取交換以外の場合	交換差益額を国庫納付	交換差益額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
貸付け	有償 (遊休期間内の 一時貸付け)	収益について国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	無償 (遊休期間内の 一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	
	長期間(1年以上) の貸付け	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。なお、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条の2の規定により認定を受けた場合は、貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
担保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間)につき当該財産の利用状況を報告すること。

(注2) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該財産の利用状況を報告すること。

(注3) 他の法令に基づく許認可等(*)を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。

(*)許認可等とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。

(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

(備考3) 農林水産大臣は、上記の処分区又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

別表2（第4条関係）

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項
目的外使用	収益がない場合	—		第1項による報告
	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
譲 渡	無 償	—		第1項による報告
	有 償	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
貸付け	無 償	—		第1項による報告
	有 償	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
市町村合併に伴うもので補助目的に従つた利用により10年を経過していないもの	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて財産処分される場合	収益がない場合	—	第1項による報告
	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	
	上記以外の場合（農林水産大臣が適当であると個別に認めるものに限る。）	収益がない場合	—	第2項による申請
	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	

(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

別表3（第5条関係）

処 分 区 分			承認条件	国庫納付額	適用条項
目的外使用	補助事業を中心しない場合	自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合	—		第1項第1号による報告
		本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合	—		第1項第1号による報告
	補助事業を中心とする場合	農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合	※当該財産の利用計画等を変更し、利用状況を報告（報告書に記載）		第1項第1号による報告
		他の施設に機能を移転した上で、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資する目的で自ら使用する場合又は取り壊す場合	収益がない場合 収益が見込まれる場合	移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること（注1）	第1項第2号による申請
		上記以外の場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請
	譲渡	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	国庫納付、かつ、当該財産の利用状況を報告すること（注2）	以下のア又はイのいずれか低い金額を国庫納付する。 ア) 譲渡契約額に国庫補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 〔譲渡契約額 - (残存簿価又は時価評価額 × 補助事業実施主体の負担割合 (1 - 国庫補助率))〕	第1項第2号による申請
譲渡	有 償	譲渡先が国又は地方公共団体の場合	—		第1項第1号による報告
		譲渡先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	当該財産の利用状況を報告すること（注2）	第1項第2号による申請
			農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産以外の財産として譲渡する場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
		上記以外の場合	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請

処 分 区 分			承認条件	国庫納付額	適用条項
貸 付 け	有 償	一定期間を定め、貸付期間の満了後は、補助事業等を行う場合	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請
	無 儲	貸付先が国又は地方公共団体の場合	—		第1項第1号による報告
	貸付先が 国又は地 方公共團 體以外の 場合	補助条件を承 継する場合	当該財産の利用状 況を報告すること (注2)		第1項第2号 による申請
		補助条件を承 継しない場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいづれか低い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号 による申請
上記以外の場合			国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいづれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号 による申請

（注1）財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分期限期間の残期間内のいづれか短い期間）につき当該財産（又は施設）の利用状況を報告すること。

（注2）譲渡又は貸付け相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分期限期間の残期間内）につき当該財産の利用状況を報告すること。

（備考1）上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

（備考2）国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

別表4（第6条関係）

処 分 区 分			承認条件	国庫納付額
目的外使用 補助事業を中止する場合	農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として自ら使用する場合		当該施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること（注1）	
	他の施設に機能を移転したうえで、農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設以外の施設として自ら使用する場合又は取り壊す場合	収益がない場合で、注2に掲げる要件をすべて満たすとき	移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること（注1）	
		収益が見込まれる場合で、注2に掲げる要件をすべて満たすとき	国庫納付、かつ、移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること（注1）	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	上記以外の場合		国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
譲渡 有 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として譲渡する場合		国庫納付、かつ、当該施設の利用状況を報告すること（注3）	以下のア又はイのいずれか低い金額を国庫納付する。 ア) 譲渡契約額に国庫補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 $\text{譲渡契約額} - \{\text{残存簿価又は時価評価額} \times \text{補助事業実施主体の負担割合} (1 - \text{国庫補助率})\}$
	農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設以外の施設として譲渡する場合		国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	無 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として譲渡する場合		当該施設の利用状況を報告すること（注3）
		農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設以外の施設として譲渡する場合		国庫納付 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいづれか短い期間）につき当該施設の利用状況を報告すること。

(注2)

- (1) 当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。
- (2) 当該施設を農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な他の補助対象施設として利用することが困難であること。
- (3) 当該処分（取り壊しの場合はその跡地利用を含む）が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。
- (4) 補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合には、当該機能移転先施設における補助事業等の遂行に支障を来さないこと。
- (5) 当該施設の事業内容、財産処分の内容、(1)～(4)の事項について広報誌等により公表すること。（なお、この場合、地方農政局等のホームページに掲載する。）

(注3) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該施設の利用状況を報告すること。

(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

別表5（第6条関係）

補助事業名	事業実施年度		備考
	始期	終期	
沖縄振興公共投資交付金（うち農山漁村地域整備に関する事業（農業農村基盤整備事業（土地改良施設及び農業集落排水施設を除く。）、森林居住環境整備事業、地域水産物供給基盤整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）、漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）及び漁村再生交付金事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）に限る。）、農山漁村活性化対策整備に関する事業（土地改良施設を除く。）、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業及び沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業（経営確立促進調査事業を除く。）に限る。）	平成24年度		大臣官房、食料産業局、生産局、農村振興局、林野庁、水産庁
東日本大震災復興交付金（うち農山漁村地域復興基盤総合整備事業（土地改良施設、農業集落排水施設及び漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものを除く。）を除く。）、農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（土地改良施設を除く。）、漁港施設機能強化事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）及び水産業共同利用施設復興整備事業に限る。）	平成23年度		大臣官房
福島再生加速化交付金（うち農山村地域復興基盤総合整備事業（土地改良施設、農業集落排水施設を除く。）及び農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業（土地改良施設を除く。）に限る。）	平成26年度		大臣官房
東日本大震災復興推進事業（うち安全・安心な農業生産回復事業及び津波被災地域における海岸防災林の活用を推進するための調査事業を除く。）	平成23年度		大臣官房
消費・安全対策交付金	平成17年度		消費・安全局
6次産業化ネットワーク活動整備事業	平成26年度		食料産業局
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	平成25年度		食料産業局
地域バイオマス産業化整備事業	平成25年度		食料産業局
6次産業化ネットワーク活動整備交付金	平成25年度		食料産業局
食品流通構造改善施設整備事業	平成12年度	平成14年度	食料産業局
フードシステム連携強化・循環推進事業	平成14年度	平成14年度	食料産業局
生鮮品共同配達施設整備事業	平成14年度	平成15年度	食料産業局
バイオマスの環づくり交付金	平成17年度	平成18年度	食料産業局
バイオマス生活創造構想整備事業	平成17年度	平成18年度	食料産業局
地域バイオマス利活用整備交付金	平成19年度	平成22年度	食料産業局、生産局、農村振興局
バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金	平成19年度	平成22年度	食料産業局、農村振興局
食品産業競争力強化対策事業	平成20年度	平成21年度	食料産業局
地域資源利用型産業創出緊急対策事業	平成21年度	平成21年度	食料産業局
資源循環型地域活力向上対策事業	平成22年度	平成22年度	食料産業局
農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業	平成22年度	平成22年度	食料産業局
農商工等連携促進施設整備支援事業	平成22年度	平成22年度	食料産業局
卸売市場施設災害復旧事業	平成23年度	平成23年度	食料産業局
バイオマス地域利活用整備交付金	平成23年度	平成23年度	食料産業局
未来を切り拓く6次産業創出推進事業	平成23年度	平成24年度	食料産業局
未来を切り拓く6次産業創出事業	平成23年度	平成24年度	食料産業局
東日本大震災復旧・復興農山漁村6次産業化対策整備事業	平成23年度	平成24年度	食料産業局
新産業創出推進事業	平成24年度	平成24年度	食料産業局
新産業創出事業	平成24年度	平成24年度	食料産業局
農山漁村再生可能エネルギー導入事業	平成24年度	平成24年度	食料産業局
6次産業化整備支援事業	平成25年度	平成25年度	食料産業局
産地活性化総合対策事業	平成22年度		生産局
次世代施設園芸導入加速化支援事業	平成25年度		生産局
強い農業づくり交付金	平成17年度		生産局、食料産業局、経営局
生産環境総合対策事業	平成22年度		生産局
鳥獣被害防止総合対策交付金	平成20年度		生産局
畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	平成25年度		生産局
東日本大震災農業生産対策交付金	平成23年度		生産局、食料産業局、経営局
生産振興総合対策事業	平成14年度	平成16年度	生産局
輸入急増農産物対応特別対策事業	平成14年度	平成16年度	生産局
農業・食品産業競争力強化支援事業	平成17年度	平成22年度	生産局、食料産業局、経営局
国内産糖・いもでん粉産地緊急構造改革支援事業	平成19年度	平成22年度	生産局

補 助 事 業 名	事業実施年度		備 考
	始期	終期	
产地生産拡大プロジェクト支援事業	平成20年度	平成21年度	生産局
有機農業総合支援対策	平成20年度	平成21年度	生産局
農業生産地球温暖化総合対策事業	平成20年度	平成21年度	生産局
食料自給率向上・产地再生緊急対策交付金	平成22年度	平成22年度	生産局
さとうきび等安定生産体制緊急確立事業	平成24年度	平成24年度	生産局
葉たばこ作付転換緊急対策事業	平成23年度	平成23年度	生産局
戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業	平成23年度	平成23年度	生産局
产地再生関連施設緊急整備事業	平成24年度	平成24年度	生産局
輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業	平成24年度	平成24年度	生産局
鳥獣被害防止施設緊急整備事業	平成24年度	平成24年度	生産局
鳥獣被害防止緊急捕獲等対策	平成24年度	平成24年度	生産局
新規就農・経営継承総合支援事業（農業者育成支援事業に限る。）	平成24年度		経営局
特定地域経営支援対策事業	昭和51年度		経営局
地域農業基盤確立農業構造改善事業	平成6年度	平成13年度	経営局
小規模零細地域営農確立促進対策事業	平成7年度	平成13年度	経営局
経営構造対策事業	平成12年度	平成16年度	経営局
農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業	平成12年度	平成16年度	経営局
地域農業構造改革モデル事業	平成14年度	平成15年度	経営局
アグリ・チャレンジャー支援事業	平成14年度	平成16年度	経営局
販路開拓緊急対策事業	平成14年度	平成16年度	経営局
経営支援情報化施設整備事業	平成15年度	平成16年度	経営局
水田農業経営構造確立緊急対策事業	平成16年度	平成16年度	経営局
地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業（うち共同利用施設補助事業に限る。）	平成20年度	平成20年度	経営局
集落営農法人化等緊急整備推進事業	平成21年度	平成21年度	経営局
農業主導型6次産業化整備事業	平成22年度	平成22年度	経営局
経営体育成交付金（うち集落営農補助事業及び共同利用施設補助事業に限る。）	平成22年度	平成24年度	経営局
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	平成21年度		農村振興局
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	平成24年度		農村振興局
ため池等汚染拡散防止対策実証事業	平成24年度		農村振興局
農業農村整備事業（土地改良施設、農業集落排水施設及び林業集落排水施設並びに漁村生活環境基盤施設を除く。）	平成3年度		農村振興局、生産局
都市農村共生・対流総合対策整備交付金	平成25年度		農村振興局
「農」のある暮らしづくり整備交付金	平成25年度		農村振興局
美しい農村再生支援事業	平成26年度		農村振興局
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	平成19年度		農村振興局
農山漁村地域整備交付金（うち農業農村基盤整備事業（土地改良施設及び農業集落排水施設を除く。）、森林居住環境整備事業、水産物供給基盤整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）、漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）及び漁村再生交付金事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）に限る。）	平成22年度		農村振興局、生産局、林野庁、水産庁
被災土地改良区復興支援事業	平成23年度		農村振興局
被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	平成23年度		農村振興局
農村地域復興再生基盤総合整備事業	平成24年度		農村振興局
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	平成26年度		農村振興局
離島・へき地電気導入事業	平成12年度	平成16年度	農村振興局
元気な地域づくり交付金	平成17年度	平成18年度	農村振興局
広域連携共生・対流等整備交付金	平成19年度	平成22年度	農村振興局
低炭素むらづくりモデル支援事業	平成21年度	平成25年度	農村振興局
食と地域の交流促進対策整備交付金	平成23年度	平成24年度	農村振興局
地域自主戦略交付金（うち農山漁村地域整備に関する事業（農業農村基盤整備事業（土地改良施設、農業集落排水施設及び林業集落排水施設並びに漁村生活環境基盤施設を除く。）、森林居住環境整備事業、地域水産物供給基盤整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）、漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）及び漁村再生交付金事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）に限る。）、農山漁村活性化対策整備に関する事業（土地改良施設を除く。）、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業及び森林整備・林業等振興整備に関する事業に限る。）	平成23年度	平成24年度	農村振興局、食料産業局、生産局、林野庁、水産庁
福島県浜地域農業再生研究拠点整備事業	平成25年度	平成25年度	農林水産技術会議事務局
地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業	平成26年度		林野庁
木材加工流通施設等復旧対策事業	平成26年度		林野庁

補 助 事 業 名	事業実施年度		備 考
	始期	終期	
苗木安定供給推進事業	平成25年度		林野庁
森林・林業再生基盤づくり交付金	平成25年度		林野庁
放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業	平成24年度		林野庁
放射性物質被害林 produkten 处理支援事業	平成25年度		林野庁
特用林産施設体制整備事業	平成24年度		林野庁
森林整備加速化・林業再生事業	平成21年度		林野庁
林業生産流通総合対策事業	平成10年度	平成16年度	林野庁
森林居住環境整備事業（林業集落排水施設を除く。）	平成14年度	平成24年度	林野庁
森林づくり交付金	平成17年度	平成19年度	林野庁
強い林業・木材産業づくり交付金	平成17年度	平成19年度	林野庁
森林・林業・木材産業づくり交付金	平成20年度	平成24年度	林野庁
住宅分野における国産材需要拡大緊急対策支援事業	平成21年度	平成22年度	林野庁
地域材利用加速化支援事業	平成21年度	平成22年度	林野庁
木材供給等緊急対策事業	平成23年度	平成23年度	林野庁
木材加工流通施設等復旧対策事業	平成23年度	平成23年度	林野庁
木質バイオマス関連施設整備事業	平成23年度	平成23年度	林野庁
地域型住宅づくり支援事業	平成23年度	平成25年度	林野庁
木造住宅・木造公共建築物等の構造部材開発等支援事業	平成23年度	平成25年度	林野庁
木質バイオマス産業化促進事業	平成25年度	平成25年度	林野庁
水産物供給基盤整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成13年度		水産庁
水産資源環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成23年度		水産庁
水産物流通機能高度化対策事業	平成15年度		水産庁
水産業強化対策整備交付金	平成23年度		水産庁
水産業共同利用施設復旧整備費補助金	平成23年度		水産庁
港整備交付金（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成17年度		水産庁
H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業	平成24年度		水産庁
漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	昭和55年度	平成21年度	水産庁
漁村づくり総合整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成 6 年度	平成21年度	水産庁
漁港高度利用促進対策事業	平成 9 年度	平成16年度	水産庁
沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業	平成11年度	平成16年度	水産庁
漁業経営構造改善事業	平成12年度	平成16年度	水産庁
内水面漁業振興施設整備事業（内水面環境活用総合対策事業）	平成12年度	平成16年度	水産庁
水産物产地流通加工施設高度化対策事業	平成13年度	平成16年度	水産庁
新漁村コミュニティ基盤整備事業	平成14年度	平成16年度	水産庁
水資源増強施設整備事業	平成16年度	平成16年度	水産庁
強い水産業づくり交付金	平成17年度	平成22年度	水産庁
漁村再生交付金（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成17年度	平成22年度	水産庁
赤潮・磯焼け緊急対策事業	平成23年度	平成23年度	水産庁
以上のほか、これら事業に先立って過去に実施されていた事業であって、これら事業と同様の機能の施設を整備する事業			各局庁共通

財産処分承認申請書

番年月日

殿

都道府県知事等 又は住 所 団体名 代表者	氏	名 印
--------------------------------	---	-----

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第3条第1項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法（処分区画）

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分区画期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日**4 その他参考資料**

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

(注2) 処分区画の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること。

① 補償契約書等の写し

② 取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

(注3) 処分区画の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること。

ア 農業生産法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

① 農業生産法人化計画類似の法人化計画

② 新設法人への財産処分（承継）計画書

③ 発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの）

(注4) 漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出すること。

(注5) 処分区画の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。

別紙様式2号（第4条第1項関係）
(補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合)

長期利用財産処分報告書

番年月日

殿

都道府県知事等 氏名印

○○年度○○○○補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第1項の規定により、報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためにものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区画）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。
(注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
(注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に關係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。〕

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の 利用計画	最近3年間の利用状況		
		平成 年度	平成 年度	平成 年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

別紙様式3号（第4条第2項関係）
(補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合)

長期利用財産処分承認申請書

番号
年月日

殿

都道府県知事等 氏名 印

○○年度○○○○補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第2項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためにものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区画）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。
(注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
(注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に關係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。〕

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の 利用計画	最近3年間の利用状況		
		平成 年度	平成 年度	平成 年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。
 (イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

長期利用財産処分報告書

番年 月 号日

殿

都道府県知事等 氏 名 印
〔又は住所 団体名 代表者 氏 名 印〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第5条第1項第1号の規定により、報告いたします。

〔なお、当該事業（又は現行の類似事業）の要綱・要領で定める期間又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間につき当該財産（又は施設）の利用状況を報告いたします。〕

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区画）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合には、その機能について、上記2の(1)から(5)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。
(注2) 処分区画の欄に掲げる「目的外使用」の「補助事業を中止する場合」で「農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合」には、なお書きを付すこと。〕

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当 初 の 利 用 計 画	最 近 3 年 間 の 利 用 状 況		
		平成 年度	平成 年度	平成 年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。
 (イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

別紙様式5号（第5条第1項第2号関係）
(補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合)

長期利用財産処分承認申請書

番年月日

殿

都道府県知事等 氏名 印
〔又は住 所 団体名 代表者 氏名 印〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第5条第1項第2号の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためにものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区画）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。〕

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の 利用計画	最近3年間の利用状況		
		平成 年度	平成 年度	平成 年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

（注）申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

利用困難財産処分承認申請書

番号
年月日

殿

都道府県知事等 又は住 所 団体名 代表者	氏 名	<input type="text"/> 印
	氏 名	<input type="text"/> 印

○○年度○○補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第6条第1項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由

- (1) 社会経済情勢の変化等の事情

（注）社会経済情勢の変化等により当初の補助目的に従った利用が困難となっている事情を、以下の事項により具体的に記述すること。
 (ア) 補助事業等の開始時には予見できなかった社会経済情勢の変化
 (イ) 当初の補助目的に従った利用が困難となっている現在の事情
 (ウ) 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知。以下「20年承認基準通知」という。）の第6条第2項各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの状況等

- (2) 処分を行う理由

（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

- (3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象施設

- (1) 施設の名称、補助事業名、所在、型式、数量

（注）施設とは、建物並びに建物と一体的に整備された建物附属施設、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置並びに建物及び建物附属施設に係る用地をいう（以下同じ）。
 具体的施設名を、補助事業名、実施年度とともに示すこと。
 また、20年承認基準通知の別表5に掲げる事業のいずれの事業であるかを示すこと。

- (2) 事業実施主体

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 施設の耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3 処分の方法（処分区画）

（注）財産処分の態様を具体的に記述するほか、20年承認基準通知の別表4の処分区画の欄に掲げる内容のうちいずれに該当するかを記述すること。
農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設（以下「農林水産業施設」という。）として利用又は譲渡する場合には、現在実施している補助事業名を記述すること。

4 要件の適合等について

（注）（1）別表4の（注2）に関する要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
（2）別表4（注1）及び（注3）の条件が必要となる場合にあっては、変更後の利用計画等を添付すること。
（3）農林水産業施設以外の施設として利用又は取り壊し等を行う場合であって、他の施設に機能を移転する場合は、以下によることとする。
（ア）機能が移転されることを示す記述又は資料を添付すること。
（イ）以下の要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
①当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。（可能な限り定量的に記述すること。）
②当該施設を他の農林水産業施設として利用することが困難であること。
③当該施設（取り壊しの場合はその跡地利用を含む）が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。
④補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合には、当該機能移転先施設における補助事業等の遂行に支障を来さないこと。（必要な資料を添付すること。）
⑤当該施設の事業内容、財産処分の内容、①～④の事項について広報誌等により公表されること。（なお、この場合、地方農政局等のホームページに掲載する。）

5 納付金額（予定額）

（注）処分区画の欄に掲げる内容ごとに、国庫納付額の欄に掲げる算定方法で計算される額を記入すること。
その際、算定に用いた残存簿価、時価評価額又は譲渡契約額の根拠となる資料を添付して記述すること。
また、取り壊し等に要する費用を超える収益（損失補償金を含む。）があった場合は、取り壊し等の工事概要、事業費（予定）、収入額（予定）等を、その根拠となる資料を添付して記述すること。

6 同種の補助事業の申請について

（注）財産処分の対象となる施設の所有者による同種の補助事業の申請実績、及び当面の申請予定の有無を記述すること。

災害報告書

番号
年月日

殿

都道府県知事等 氏名 印
又は住所 団体名 代表者 氏名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「施設等」という。）が、災害（例　〇〇地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の名称
- (4) 施設等の所在地
- (5) 施設等の構造及び規格、規模等
- (6) 総事業費（うち国庫補助金等）

2 災害の概要

- (1) 被災の原因

年　月　日（〇〇地震による被災）
(〇〇気象台調べ　〇〇時〇〇分)

- (2) 被災の程度

施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）
被害見積価格
施設等の復旧が不可能との判断した理由等
(事業実施主体の申請理由等)
(補助事業者の判断等)

- (3) 被災施設の収支等

施設等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 〇〇〇〇

北海道サイクリング特区

- 関係法令…………… 1
- 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」
(国土交通省・警察庁)(抜粋)…………… 2
- 道有林の入林手続(北海道HP)…………… 4
- 道央エリアコースガイド
(サイクル・ツーリズム北海道推進連絡会HP)……… 5

【 関係法令 】

道路交通法（抄）

（道路の使用の許可）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けるなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
 - 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
 - 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
 - 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認めて定めたものをしようとする者
- 2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。
- 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
 - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。
 - 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
- 3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付することができる。
- 4～7 （略）

1. 単路部の設計

本章では、自転車ネットワーク路線に選定された路線における安全で快適な自転車通行空間の設計に関する基本的な考え方を示す。

1.1 自転車通行空間の設計の基本的な考え方

1.1.1 分離工作物

自転車と自動車、歩行者それぞれを構造的に分離する場合は、互いに存在を認識できるよう、分離工作物として縁石を設置することを基本とし、柵等の高さのある分離工作物をできる限り設置しないものとする。

それ以外の場合は、自転車の安全性を向上させるため、縁石、柵等の分離工作物をできる限り設置しないものとする。

1.1.2 幅員

自転車通行空間の幅員は、隣接する歩行空間の幅員とのバランスが重要であり、歩行者、自転車がそれぞれの空間を通行しやすく、また自然に通行位置が守られるよう、歩行者、自転車の交通量を考慮して決定するものとする。

1.1.3 路面等

自転車道や車道端部の路面については、自転車の安全性を向上させるため、平坦性の確保、通行の妨げとなる段差や溝の解消に努め、滑りにくい構造とするものとする。なお、必要に応じて、側溝、街渠、集水ますやマンホールの蓋について、エプロン幅が狭く、自転車通行空間を広く確保できるものや平坦性の高いものへの置き換えや滑り止め加工等を行うものとする。(写真II-1～3参照) また、路面表示等を設置する場合、できる限り走行性能を妨げないよう留意するものとする。さらに、これらの機能を継続的に確保できるよう維持管理に努めるものとし、轍や側溝との舗装すりつけ等縦方向の段差等にも留意するものとする。

植栽等を設置する場合は、視認性及び自転車の走行性を妨げることのないように樹種や配置を検討するとともに、樹木の成長に留意し適切な維持管理に努めるものとする。

電柱等の占用物で、自転車、歩行者の通行に支障となる場合は、原則として民地等への移設もしくは無電柱化等を行うものとする。さらに、不法占用物件についても、撤去指導または除却を強化するものとする。



写真 II-1 街渠をエプロン幅の狭い平坦性の高いものに置き換えた事例

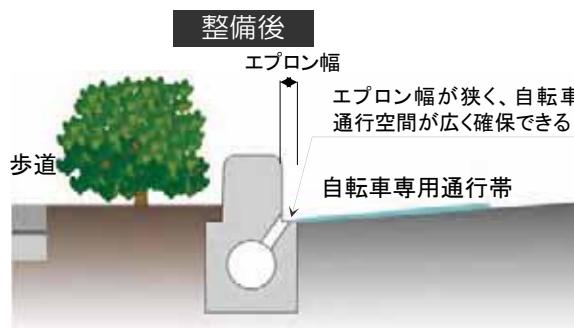


写真 II-2 グレーチング蓋の格子間隔を狭め、滑り止め加工している事例



写真 II-3 マンホールの蓋に滑り止め加工している事例

1.1.4 道路標識・道路標示、看板・路面表示等

歩行者、自転車、自動車の通行空間等を道路利用者に明確に示すため、通行空間の種類に応じて、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定められる道路標識及び道路標示を適切に設置するものとする。

道路空間の再配分を行った場合、視認性を考慮し、必要に応じて、道路標識や信号機を移設するものとする。

自動車空間だけでなく、自転車通行空間においても、踏切及び横断歩道の手前、一時停止の規制が行われている場合、信号交差点において停止する位置を示す必要がある場合には、道路標示「停止線（203）」*を設置するものとする。

また、定められた自転車通行空間が適切に利用されるよう、道路標識、道路標示に加え、通行ルール等を周知するための看板または路面表示を設置することができる。この場合、すべての道路利用者が一見してその意味するところを理解でき、かつ道路標識または道路標示と混同されるおそれのないものを用いる必要がある。例えば、自転車道や自転車専用通行帯に路面表示を設置する場合には、道路標示「普通自転車歩道通行可（114の2）」等の自転車の標示を用いないものとする。（図II-1 参照）

注）*道路標示「停止線（203）」は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」における道路標識等の名称及び番号を示す。以下、他の道路標識、道路標示においても同様とする。

いいね！ [ツイート](#) 

道有林へ入られる方へ

道有林に入る場合は、次のとおり手続きが必要です。
詳しくは、[所管する各\(総合\)振興局森林室](#)へお問い合わせください。

1 入林届

- 森林浴、探鳥、山菜採取などの森林レクリエーションのために入林する場合は、所管する森林室に届け出るか、主要林道等に設置している入林届記帳所(箱)で必要事項を記載して入林してください。(事故発生の場合の搜索や入林者の動向を把握するための資料としております。)
- ゲートにより施錠している林道等は、車両での入林はできません。

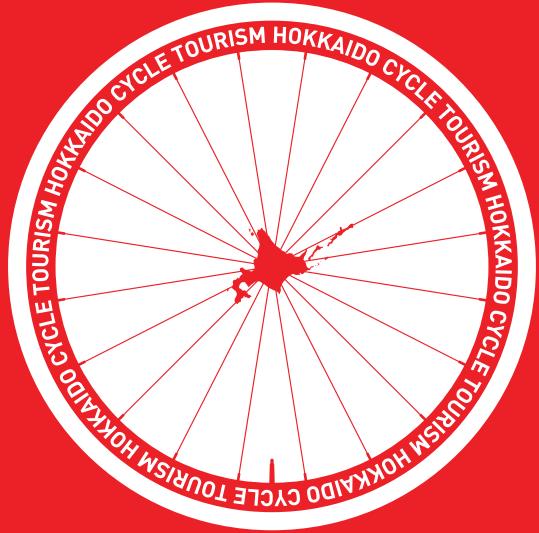
2 入林承認

- 上記の森林レクリエーション以外の目的で入林する場合は、事前に所管する森林室へ連絡のうえ[入林承認申請書](#)を提出し、入林承認証の交付を受けて入林してください。
- 狩猟のための入林にあたっては、全道の道有林を対象とした一括承認も行っております。

3 留意事項

- 森林法、自然公園法など他の法令で定めがある場合は、これを遵守しなければなりません。
- 道有林にスノーモービルを使用して入ることは、法令により乗り入れを禁止されている地域は勿論、それ以外の地域においても、樹木の損傷、生態系保全、事故防止等のため、事業を行う上で必要な場合を除き、認めておりません。
- 車両で林道を走行するときは、十分速度を落とし、安全運転に心がけてください。
- 毎年各地で、山菜採取や登山、山岳スキーなどによる入林の際に、過信や油断から痛ましい事故が発生しております。入林する場合は、ご家族等に行き先や帰宅時間を伝えるとともに、一人での入林は避けて、非常食や非常時の装備など十分な準備をしてください。(登山計画書は警察署への提出をお願いします。)
- その他の留意事項については、各森林室の指示にしたがってください。

いいね！ [ツイート](#)



HOKKAIDO CYCLE TOURISM

Long Ride Course



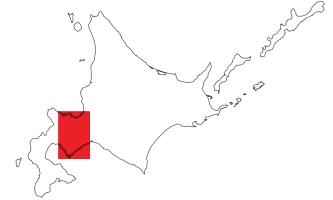
Hokkaido Resort Ride

Chitose - Date - Sobetsu - Toyako - Rusutsu - Makkari - Niseko - Kimobetsu - Kyogoku - Kutchan - Akaigawa - Otaru - Sapporo



サイクル・ツーリズム北海道推進連絡会

Long Ride Course



Hokkaido Resort Ride

Chitose - Date - Sobetsu - Toyako - Rusutsu - Makkari - Niseko - Kimobetsu - Kyogoku - Kutchan - Akaigawa - Otaru - Sapporo

人気の道央エリアを快走

Course guide

| 走行距離 | 約263km | 所要時間 | 約17時間30分 | グレード | 中級
| スタート | 新千歳空港(千歳市) | ゴール | JR札幌駅(札幌市) | サイクルラック設置数 | 9ヶ所
小樽～札幌間は輸行

北海道の空の玄関口・新千歳空港から始まるサイクリングの旅です。千歳市街地を抜け、サイクリングロードを経由しながら支笏湖へ向かい、洞爺湖、ルツツ、ニセコ、キロロなどの観光地を巡ります。

ツールド・北海道やアイアンマン・ジャパン北海道などで使われたコースも多く、上級者の方も納得の走りごたえといえるでしょう。初心者でもガイドツアーや輸行などをうまく組み合

わせれば、十分チャレンジできます。交通量が多い小樽～札幌間は、安全をとて輸行するのがおすすめです。札幌から石狩、空知エリアをサイクリングすることも可能です。

周辺には温泉地やリゾートも多く、その土地ならではの美食も豊富にそろっています。日程に余裕があれば、積丹半島などに足を伸ばしてみましょう。



Cycling tourguide & Rentacycle

サイクリングフロンティア北海道 T.0120 963 776 http://www.hokkaido-cycling.jp
ヒーロー北海道 T.0136 55 7475 http://hero-hokkaido.com

Cycle Shop

(有)サイクル小野サッポロ T.011 621 0501 http://www.onosapporo.jp
サイクルショップ ナカムラ SAPPORO T.011 532 9588 http://www.csnakasp.com

救急医療情報

救急医療情報案内センター フリーダイヤル 0120-20-8699 携帯電話・PHS 011-221-8699
北海道救急医療・広域災害情報システム http://www.qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp

北海道サイクルツーリズム 公式HPのご紹介

<http://www.hokkaido.cci.or.jp/cycletourism-hokkaido/>

北海道サイクルツーリズム

北海道8エリアのコースを完全網羅!

各エリアのパンフレットがダウンロード出来る「パンフレットライブラリー」や全道のサイクルラック設置マップ・自転車保管対応ホテル・各エリアのサイクル専門ショップ一覧など、サイクリストの為のポータルサイトです。



お問い合わせ先 札幌商工会議所 札幌市中央区北1条西2丁目
T. 011 231 1369 F. 011 222 5215 kankou@sapporo-cci.or.jp

「サイクル・ツーリズム北海道推進連絡会」とは、北海道商工会議所連合会や札幌商工会議所など官民44の企業・団体が北海道へのサイクリングを誘致するために設立した組織です。

本マップは官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業(国土交通省観光局(北海道運輸局))により製作しました。

Rest space



1 しこつ湖鶴雅リゾートスパ 水の湯
千歳市支笏湖温泉 T.0123 25 2211

美しい森と湖に囲まれた癒しの空間で楽しむ、ヘルシーなピュアフレンチがおすすめ。温泉やエステとセットのプランなどもあり、女性のお客様にもおすすめ。サイクリングの後にも優雅な時間を楽しめます。



2 レストラン マッカリーナ

真狩村字緑岡172-3 T.0136 48 2100

「風のレストラン」をテーマに、真狩名産の食材や羊蹄の伏流水など、地元の素材をふんだんに使ったフレンチのランチコースを楽しめます。羊蹄を望む抜群のロケーションにたたずむオーベルジュです。

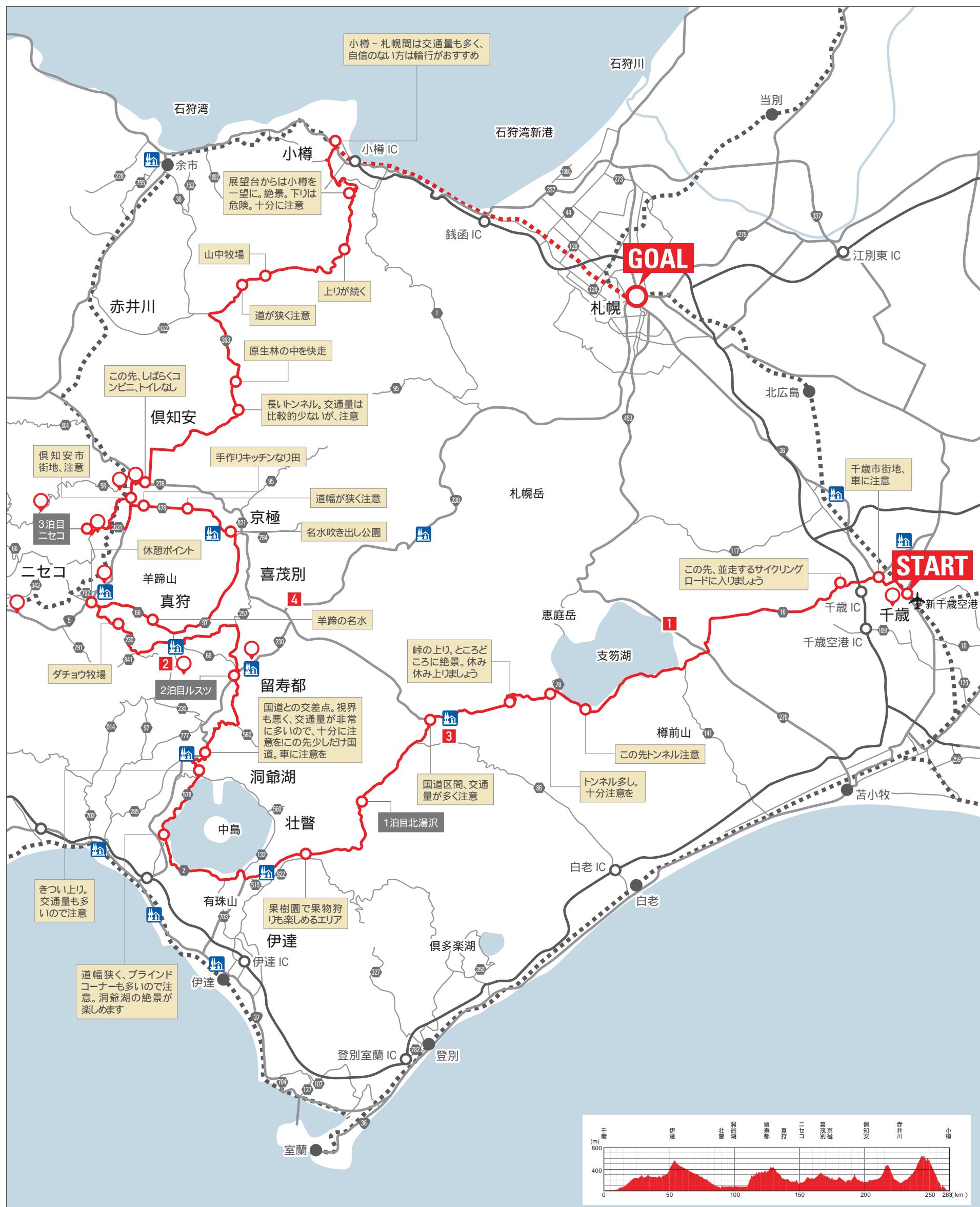
3 きのこ王国 大滝本店 伊達市大滝区三階滝町637-1 T.0142 68 6270

4 郷の駅 ホッときもべつ 喜茂別町喜茂別306-3 T.0136 55 5130

各店舗の詳しい場所は中面をご覧ください

Hokkaido Resort Ride

Chitose - Date - Sobetsu - Toyako - Rusutsu - Makkari - Niseko - Kimobetsu - Kyogoku - Kutchan - Akaigawa - Otaru - Sapporo



※サイクルラック設置箇所



新千歳空港

セイコーマート俱知安北3条店

俱知安駅

くっちゃんサンスポーツラン

ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター

千歳市美夕

俱知安町北3条東5丁目

俱知安町北3条西4丁目

俱知安町字樺山41-

ニセコ町字ニセコ510

道の駅ニヤコピュープラザ

蘭越町昆布川温泉郷幽泉閣

道の駅真狩フラワーセンター

道の駅230レスツ

二七コ町字元町77-10

蘭越町昆布町114-5

真狩村字光8-3

留寿都村字留寿都127

凡 例

一般道
有料道路
JR線
河川
道の駅